

山口県前副知事による
公職選挙法違反事案に係る調査報告書

令和4年3月
公職選挙法違反事案に係る調査チーム

目 次

はじめに	2
第1 本件調査に至った経緯等	3
第2 本件調査の開始と目的	3
第3 本件で行った調査の期間及び方法	3
第4 調査の結果	4
第5 再発防止に向けた方策（提言）	6
おわりに	9
添付資料1 公訴事実（要旨）	10
添付資料2 アンケート調査の集計結果について	11
添付資料3 聴き取り調査の集計結果について	18
添付資料4 地方公務員法（抜粋）	23
添付資料5 衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について	25
添付資料6 山口県職員等公益通報制度 実施要綱	26

はじめに（本調査チーム立ち上げの目的など）

令和3年12月24日、第49回衆議院議員総選挙を巡る公職選挙法違反事件で、山口簡易裁判所は、小松一彦山口県副知事（山口県知事が山口県議会の同意を得て選任した特別職の地方公務員）に対し、罰金30万円の略式命令を告知（令和4年1月8日確定）した。

同副知事は、その責任を取って同日付けで辞職したが、しかし、違反行為の内容が「知事に次ぐ要職にあった副知事が、その強い地位・権限を利用して、地方公務員法第36条により政治的中立性が保障・保護されている多数の部下職員に対し、上記総選挙の山口3区に自由民主党から立候補する決意を有していた者の後援会入会者を勧誘する政治的行為を行うよう求めるなどした」という看過し難い悪質なもので県庁（県職員全体）に対する県民の信頼を大きく損ねる状況をもたらしたことから、県は、大きな危機感を持ち、早急に事案の全容を把握するとともに、適切な再発防止策も併せて樹立するため、元検事の弁護士をトップとする調査組織を立ち上げた上、所要の調査を委ねることとした。

この方針に基づき、令和3年12月28日、「公職選挙法違反事案に係る調査チーム」が設置され、以後、関係職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施して、本事案の事実関係とともに、事案の背景事情や原因を調査し、その結果及び今後の再発防止に向けた提言について、本報告書に取りまとめた次第である。

この報告書を参考に、県において、今後、再発防止に向けた具体的な取組みが適切に進められることを強く期待するものである。

公職選挙法違反事案に係る調査チーム

弁護士 高 村 七 男

第1 本件調査に至った経緯等

1 県が本件違反を覚知した経緯

令和3年11月7日

部次長級職員1名から、令和3年10月に実施された本件選挙に関し、山口県警から事情聴取を受けたとの報告があったことによる。

2 檢察庁の処分及び裁判所の判断

令和3年12月24日付けで略式起訴がなされ、同日、山口簡易裁判所で略式命令の告知があった(告知された犯罪事実は公訴事実がそのまま引用されている)。

公訴事実(要旨)については、添付資料1のとおりである。

第2 本件調査の開始と目的

1 調査チームは、調査の中立・公正を期すため、外部有識者である元検事の高村七男弁護士(たかむら法律事務所)をトップとして、令和3年12月28日制定の「公職選挙法違反事案に係る調査チーム設置要綱」により立ち上げられ、事案に係る事実関係(副知事の行為の背景事情及び職員の事案への関与など)の調査を実施した上、その結果と再発防止策を知事に報告・提言することとなった。

2 調査チームの構成

調査チームの構成は以下のとおりであり、リーダーの外、調査員として県庁における人事組織を所掌している人事課職員6名を充てた。なお、調査員は、選任の段階において、本事案に関与がなかったことを確認している。

調査リーダー 高 村 七 男 (弁護士・たかむら法律事務所)

調査員(事務局) 新 見 輝 夫 (県職員・総務部人事課主幹)

同 守 永 知 司 (同 ・ 同 主査)

同 上 野 友 和 (同 ・ 同 主査)

同 松 富 洋 志 (同 ・ 同 主査)

同 渡 邊 正 行 (同 ・ 同 主任)

同 芹 川 碧 (同 ・ 同 主事)

第3 本件で行った調査の期間及び方法

1 調査の期間

令和4年1月4日に開始し、同年3月18日に終了した。

2 調査の方法等

(1) 方法

電子媒体によるアンケートシートへの記入方式(回答は無記名とした)と高村弁護士が直接対面方式で行う聞き取り調査の2方法によった。

(2) 調査対象者 (対象: 知事部局、企業局、教育庁(本庁))

※ 役職は第49回衆議院議員総選挙実施時点

ア アンケート調査

部長級(本庁12人、出先1人)、部次長級(本庁11人、出先35人)、

課長級(本庁141人、出先121人)

計321人

イ 聴き取り調査

部長級(本庁11人)、部次長級(本庁9人)、課長級(本庁21人、出先4人)、

一般職員(衆院選山口3区在住(本庁10人、出先11人))

計66人

ウ なお、小松前副知事については、責任を取って既に辞職している点や刑事確定記録中に同人の詳細な自供調書が存在すること等を考慮して、敢えて聞き取り調査の対象としなかった。

(3) その他

検察庁から開示を受けた本件事件についての刑事確定記録(写し)も調査の参考に供している。

第4 調査の結果

電子媒体によるアンケート調査の結果については添付資料2「アンケート調査の集計結果について」、また、聞き取り調査の結果については添付資料3「聞き取り調査の集計結果について」にそれぞれ調査項目毎に整理して記載したとおりであるが、本調査の最大とも言うべき大きな目的は、これを要約すれば、1つは、前副知事が本件違反に及んだ経緯として、「同副知事の独断による単発的・1回限り程度の根の浅いものであったか」それとも「従来から他者によって反覆して行われ、県庁内で既に慣例化していたと言えるまで進んでいた中での根の深いものであったか」を明確にすること(けだし、容易に指摘できるとおり、そのいずれかによって有効な再発防止策を樹立する難度が全く異なるからである)であり、2つは、県庁職員の全てがその職責を公平に果たして県民の信頼を保持するため厳守すべきことを義務付けている地方公務員法第36条について、各職員がいかなる認識を有していたか(すなわち、同条の法意を正しく認識して日頃からその遵守に努めていたならば、この点だけでも本件の如き事犯は未然に十分防止できたと言い得るが、仮にこの認識が欠如・不十分だとすればこの点の改善もまた今後の再発防止のため不可欠な事項となるためである)という点にあると思料されるので、以下、この2点にしぼって調査結果を明らかにする。

1 慣例化に関する調査結果

- (1) 添付資料2の記載事項のうち、「問5」及び「問10」に対する回答（特に問10）によれば、「本件と同様の行為は以前から行われ、常態化していた」と回答した管理職は、実に、およそ82%という多数に及んでいる上、添付資料3の記載事項のうち、「5」を見ても、全体66人中、これまた実に53人が「過去にも同様の依頼があった」と回答している。
- (2) 一方、前副知事はどうかと言うに、誠に遺憾ながら、同人は検察官の取調べに対し、要旨
- ア 私自身、今回と同じことが何度も県庁内で行われていることは遅くとも平成19年ころには承知していた
- イ また、このような行為は副知事の依頼により行われていたとも聞いていた
- ウ そのため、私が副知事になった後もこれを踏襲して、首長選挙などにおいてこのようなことを何回も続けていた
- エ 今回の事件は、山口県の自由民主党関係者から私が直接要請を受けて行ったことであるが、山口県では自由民主党が圧倒的な政治権力を握っているため、県の行政運営をスムーズに行う上で、同党が多く議席を有する山口県議会との友好な関係を構築・維持することは重要であるため、その依頼には協力する必要があった旨、供述しているところである。

(3) まとめ

以上を総合すれば、本件が長年にわたる慣例の一環として、かつ、根深い自由民主党との関係性に基づいて敢行された事実は多言を要するまでもなく明らかなるところと思料される。

2 地方公務員法第36条に対する職員の認識に関する調査結果

- (1) まずもって、参考のため、同条の全文を添付資料4として本報告書末尾に添付するとともに、遺憾ながらさしたる効果はなかったものの、県においては、従来、一応は主要な選挙毎に同条の遵守を喚起するため総務部長名で書面を発付していたので、本件選挙に際し発付されたものを添付資料5として本報告書末尾に添付する。
- (2) しかして、添付資料2の記載事項のうち、問7の「地方公務員法による政治的行為の制限(第36条)に違反すると思いましたか」との質問に対し、「違反すると思っ

た」としつつ、なお部下等に協力を依頼した者が 22 人いたものの、「地方公務員法に違反するとは思わなかった」もしくは「わからなかった」と回答した者は実に 80% に達しており、聴き取り調査の結果でも同様の認識に止まっていた者が相当数いたこと及びこの法第 36 条の周知について県が講じていた対策は上記の総務部長名の発付書面程度であったことと相まって、全体として「地方公務員法第 36 条に反する違反行為に当たる」との認識は遺憾ながら許容し難い程度にまで希薄であったと評価せざるを得ないところである。

(3) なお、前副知事にあっても、この点に関し、「中立・公正であるべき公務員として、このような依頼を受けるべきでないことは分かっていましたが、従来からこのようなことが行われていたことや行政運営をスムーズに行うために、自由民主党や関係者との良好な関係を維持したいという考え方から、その依頼を受けることに決めました」と、これまた独善そのものの遺憾な供述に終始している状況である。

(4) まとめ

以上の次第で、今後の有効な再発防止策の策定に当たって、この点の是正もまた必要不可欠と思料するところである。

第 5 再発防止に向けた方策（提言）

1 方策の基本的スタンス

(1) すなわち、前副知事の捜査官に対する供述（上記第 4、1、(2) 及び第 4、2、(3)）の中で、前副知事が、執務時間中にもかかわらず、隠すことなく複数の部下管理職を自己の執務室に呼び出して自由民主党から立候補を予定していた政治家のため活動するよう求める姿一つを取り上げて考察しただけで明らかなどおり、本件が発生した唯一無二とも言える要因は、国政のみならず、山口県政にあっても長年に及んで一党支配的な圧倒的勢力を誇っていた自由民主党との関係性（これを換言すれば、問題があるとしても、県としての行政運営上、同党との関係さえうまくやっておけば何とか乗り切れるであろうとの誤った考え）にあると断定でき、これに反する事情など見い出しえない。

(2) してみると、これから再発防止に向けた正しい方策を樹立・実行する上で最も重要な、かつ、根本的な方策は、先ず何を描いても、再発防止を含む県政全般の正しい運営を実現するため、従前の自由民主党に対する悪しき配慮を完全に断ち切り、特定の政党に偏ることなく公平・公正な立場で行動するという県として本来あるべき姿を明確に表明し、実践することに尽きるであろうと思料される。

これを具体的に言えば、既に上記の視点に立ってその実現を期すべく本調査チームの立ち上げを主導した知事において先ず先導し、報道関係者との会見や各政党との協議の場などで、以上の県としての在り方について強く、そして明確な発言を粘り強く続けていくことが肝要であり、これに加え、知事に代わって県政上の諸問題を協議するため政党関係者と直接対面する副知事以下の管理職員にあっても、知事が示すこの正しい在り方を実践して知事をよく補佐することが必要不可欠であろう。

2 基本的スタンスの実現に資すための個別の方策

令和3年12月24日、小松副知事辞職後の記者会見において、知事は、もう二度と同じ過ちを犯さないための方策として、「1—今後、今回のような選挙を巡る組織的な勧誘は一切なくす」「2—仮に外部から求められたとしても、全て断る」との2点を県民に対する誓いとして強く宣言したが、「簡にして要を得た」誠に明快なメッセージと評価できることから、まず、この内容を具体的に明示した後、個別的な方策に論及する。

すなわち、ここに言うところの「組織的勧誘」とは、今回の事件で行われた後援会のパンフレット配布や入会申込書への記入依頼だけにとどまらず、個人演説会とか決起集会への参加依頼など、要は選挙運動として通常行われている一切の活動を指し、今後はその様な活動の勧誘は一切行わないよう職員全体に周知徹底するとともに、仮に、自由民主党等の政党若しくは組織等の外部からこれを求められた際は断固として拒否するよう、これについても全職員に厳しく周知徹底することとするものである。

(1) 個別の方策その1（研修の強化）

すなわち、管理職員にとどまらず、それ以下の中堅・若手職員に対しても、公務員としての日常業務における在るべき姿など、適切な研修テーマの選定、適切な講師の選定（外部の有識者の招へいなど）及び継続性の確保等に十分配意して研修を施し、よって、全職員の知的啓発を期す外、毎年、必ず最低1日を「コンプライアンスの日」と定め、地方公務員法など公務員としての業務に強くかかわる法令の知識修得に特化した研修を実施する。

(2) 個別の方策その2（服務規程遵守のさらなる徹底）

上述のとおり、従前、添付資料5の書面を本庁各課長等の管理職宛に発付した上、部下職員にこれを周知させる対策を講じていたものの、遺憾ながらさしたる効果を認めることができない状況にあったことを受け、今後は、例えば、発付する書

面に問題となる事例を具体的な内容にまで特化して記載する等の充実した方策を講じていくこととする。

(3) 個別の方策その3（法令ないし服務規程違反に対する厳正な処分）

山口県の場合、職員の服務規程違反等に対する人事上の処分は国の定める人事院規則に準拠して行うこととしているところ、再発防止のため、今回の事案の関係職員に対し厳正な処分を科す（その内容については、おって県側から発表する予定となっている）ことはもとより、今後とも職員が不正事案に及んだ場合には同様に厳しい処分を下す方針を明らかにする。

(4) 個別の方策その4（公益通報制度の効果的な活用）

山口県では公益通報制度が平成18年から運用され、制度の内容は添付資料6のとおりとなっているところ、運用の実情として、有識者が務める「外部窓口」に通報できるとなっている上、「匿名」での通報も可能とされているなど、通報による不利益な取扱いは受けないよう厳しく保護されていることから、この制度を有効に利用すれば、事案の発生を未然に防止することが可能となろう。

(5) 個別の方策その5（組織として対応できる風通しの良い風土の醸成）

すなわち、いわゆる「下位上達（上位下達）」の良き職場風土を県庁内に浸透させ、これにより、例えば、外部から選挙を巡る依頼があった場合に、依頼を受けた職員の声が知事まで届くようにするとともに、組織として断るなど、個人任せの対応とならないよう実践する。

おわりに

以上、るる申し述べたが、提言を総括するに当たり、調査に対し寄せられた回答の中で提言との関係で特に注目し、参考になると思料されるものを改めてここに列記し、拙文に代える。

- 1 知事自らが宣言したので、今後は同様の事案は発生しないと考える。
- 2 知事が、勧誘の排除、依頼の断絶を宣言したことは効果があると考える。
- 3 今回の事案が明るみになり、「もうやらなくてよい」と安堵した職員が大半ではないか。
- 4 県庁への組織的な依頼は今後出来ないような仕組みづくりも必要と考える。
- 5 風通しの良い組織風土を作っていくことが必要と思う。
- 6 日頃から議会に対して過度な忖度意識が働いていることが根底にあるのでは。特に特定政党の議員に対する忖度が多いと感じる。
- 7 議会との関係を見直さない限り、また同様のことが行われる可能性が高い。
- 8 政党側においても、今回の事案を重く受け止め、今後、行政機関に対する同様の依頼を根絶する必要がある。
- 9 県からすべての政党・政治団体に対し、再発防止を通知する。

(文責 弁護士 高村 七男)

公訴事実（要旨）

被告人は、山口県副知事として、同県知事を補佐してその命により政策及び企画をつかさどるとともに、部下職員を指揮監督するなどの職務に従事する地方公務員であるが、令和3年10月31日施行の第49回衆議院議員総選挙に際し、同選挙における候補者となろうとしていた者を支持する目的で、その職務上の地位を利用し、同人を支持するための後援会の会員を募ろうと考え、別表記載のとおり、同年4月下旬頃、山口県庁副知事室において、いずれも同県職員で自己の指揮監督下にある部次長ら5名に対し、「協力してもらえる人がいれば協力してもらいたい。山口3区に縁のある人に声をかけてもらいたい。」旨言うとともに、同後援会入会者の氏名、住所等を記載する後援会入会申込書等を交付するなどし、部次長ら5名をして、自ら直接又は同県職員36名を介し、同県職員78名に対し、同後援会の会員になるよう勧誘させ、もって公務員の地位を利用して、他人をして同後援団体の構成員となることを勧誘させたものである。

罪名及び罰条

公職選挙法違反 同法239条の2第2項、136条の2第2項3号

アンケート調査の集計結果について

【調査対象】(対象：知事部局、企業局、教育庁(本庁))

部長級(本庁 12 人、出先 1 人)、部次長級(本庁 11 人、出先 35 人)、
課長級(本庁 141 人、出先 121 人) 計 321 人

【実施時期】

令和 4 年 1 月 4 日 ~ 1 月 7 日

【有効回答者数】

305 人 / 321 人 (95.0%)

問 1 令和 3 年 10 月 31 日に実施された衆議院議員総選挙に関し、県職員(特別職を含む)から選挙リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼を受けましたか

- 1 : はい 195 人 (63.9%)
2 : いいえ 109 人 (35.7%)
3 : 無回答 1 人
計 305 人

問 1(更問) 具体的な協力依頼の内容について (複数回答可)

- 1 : リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼
193 人 (98.9%)
2 : その他 11 人 (3.6%)

問 2-1 依頼の行われた時期について

→

R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	無回答	総計
97	40	7	2	2	20	10	17	195

49.7% 20.5% 3.6% 1.0% 1.0% 10.3% 5.1% 8.7%

問 2-2 依頼の行われた時間について

→

勤務時間内	勤務時間外	不明	無回答	総計
129	38	27	1	195

66.2% 19.5% 13.8% 0.5%

問2-3 依頼の行われた場所について

→

執務室内	公用メール	執務室外	その他	無回答	総 計
126	12	28	27	2	195
64.6%	6.2%	14.4%	13.8%	1.0%	

問2-4 依頼者について

→

依頼者 \ 職位	部長級	部次長級	課長級	無記入	総計
副知事	3	8			11
局長		1	7		8
理事			9		9
部次長	1	5	68	2	76
部次長 or 課長			1		1
部次長 or 副課長			1		1
部次長・主管課職員			1		1
課長			9		9
他課課長			1		1
課長 or 副課長			1		1
副課長	1	2	26		29
所長			5		5
次長		5	7		12
上司			1		1
無記入		2	28		30
総 計	5	23	165	2	195

問3 依頼があった際、応じた場合の利益的扱い、応じない場合の不利益的扱いについての発言がありましたか

→ 依頼があった際に、応じた場合の利益的扱い、応じない場合の不利益的取扱いについての発言があったと回答した職員はいなかった。(無回答2人)

問4 依頼には応じましたか

はい	いいえ	無回答	総計
191	3	1	195
97.9%	1.5%	0.5%	

問4-1 後援会の入会申込書等に誰を記入しましたか（複数回答可）

自分	69	24.7%	部下	9	3.2%
親族・知人	69	24.7%	その他	2	0.7%
家族	68	24.4%	記入していない	62	22.2%
			総計	279	

問4-2 部下等に選挙リーフレットを配布したり、後援会入会申込書への記入を依頼したりしましたか

依頼先	人数	
部下のみに依頼	89	66.9%
部下及び部下以外に依頼	31	23.3%
部下以外のみに依頼	6	4.5%
無回答	7	5.3%
総計	133	68.2%

依頼した部下の人数	該当者数	計
0	13	0
1～9	98	371
10～19	15	173
20～29	5	113
30～39	1	30
40～49	1	46
計	133	733

部下以外の 人数	該当者 数	計
0	96	0
1～9	34	63
10～19	2	25
20～29	1	20
計	133	108

問5 なぜ拒否しなかった（できなかった）のですか（複数回答可）

理由	人數	
慣例的に行われていたから	155	49.7%
業務上の指示(命令)であると思ったから	42	13.5%
人間関係が壊れるから	42	13.5%
依頼者の期待に応えたかったから	26	8.3%
人事に影響があると思ったから	14	4.5%
候補者を当選させたかったから	12	3.8%
その他	21	6.7%
総計	312	

問6 公職選挙法上の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止(第136条の2)に違反すると思いましたか

回答	人数	
公選法に違反すると思った	23	11.8%
違反するとは思わなかった	106	54.4%
わからなかった	57	29.2%
公選法を知らなかった	8	4.1%
無回答	1	0.5%
総計	195	

問7 地方公務員法による政治的行為の制限(第36条)に違反すると思いましたか

→

回 答	人 数	
地公法に違反すると思った	33	16.9%
違反するとは思わなかった	103	52.8%
わからなかった	54	27.7%
地公法を知らなかった	4	2.1%
無回答	1	0.5%
総 計	195	

公選法 \ 地公法	違反と思った	思わなかった	わからなかった	知らなかった	無回答	総 計
違反と思った	22		1			23
思わなかった	4	96	4	2		106
わからなかった	5	4	48			57
知らなかった	2	3	1	2		8
無回答					1	1
総 計	33	103	54	4	1	195

問8 問6もしくは問7で、「1:思った」と回答した方は、誰かに相談をしましたか

→

慣例的なものであり相談せず	20	58.8%
業務命令のため相談せず	8	23.5%
相談した	4	11.8%
相談相手なし	0	0%
その他	2	5.9%
総 計	34	

問9 副知事に刑事処分が行われ、同時に副知事が辞職したことについて、どのように感じましたか

→ 辞職はやむを得なかった	231	75.7%
辞職は当然である	16	5.2%
辞職の必要はなかったと考える	14	4.6%
その他	32	10.5%
無回答	12	3.9%
総 計	305	

問10 今回の事案と同様の行為は、以前から行われ、常態化していたと思いますか

→ 常態化していた	128	42.0%
選挙によっては行われていた	123	40.3%
他(過去)の選挙については行われていない	1	0.3%
わからない	52	17.0%
無回答	1	0.3%
総 計	305	

問10-1 少なくともいつ頃から行われていましたか

→ 開始時期	人数	
H元～H9	43	17.1%
H10～H19	14	5.6%
H20～H29	132	52.6%
H30～R2	28	11.2%
無回答	34	13.5%
総 計	251	

問10-2 公益通報制度の活用等、是正するための方法を検討したことはありますか。

→ 検討したことがある	2
ない	251
無回答	52
総 計	305

問11 今回の事案についての意見や再発防止策等について、自由に御記入ください。

○再発防止策に対する意見

- ・研修を実施し、職員一人ひとりにコンプライアンスを徹底させる。
- ・公選法や地公法など、公務員として理解しておくべき事項の周知。
- ・選挙時的人事課通知に、具体的な事例を記載する。
- ・管理職向けの研修の実施。

○今回の事案に対する所感

- ・知事自らが宣言したので、今後は同様の事案は発生しないと考える。
- ・知事が、勧誘の排除、依頼の断絶を宣言したことは効果があると考える。
- ・今回の事案が明るみになり、「もうやらなくてよい」と安堵した職員が大半ではないか。
- ・今後は職員一人一人が毅然と断ることができるようになると思う。
- ・今後は同様の話があつても断る。反省している。

○議会、議員、政党に対する意見

- ・日頃から議会に対して過度な忖度意識が働いていることが根底にあるのでは。特に特定政党の議員に対する忖度が多いと感じる。
- ・議会との関係を見直さない限り、また同様のことが行われる可能性が高い。
- ・政党側においても、今回の事案を重く受け止め、今後、行政機関に対する同様の依頼を根絶する必要がある。
- ・県からすべての政党・政治団体に対し、再発防止を通知する。

○今後の対応に対する意見

- ・組織体制での確立が必須。
- ・依頼を受ける最初の幹部が断りさえすればよい。
- ・今後、選挙関係の勧誘は立候補者の講演会への動員なども一切行わないようにならなければいけない。

○公務員の地位利用に対する意見

- ・任意での申込であり、法的にはグレーゾーンだと思っていた。
- ・公務員の立場を利用して、外部へ依頼すれば OUT と考えていた。

○職員の処分に対する意見

- ・前副知事のみ責任を負うのは納得できない。
- ・関与した職員のうち影響力の大きい役職者（一定の職位以上の職員）については、何らかの処分がなされるべきである。
- ・知事が承知していないということで責任を問われるのは全くおかしな話。

聴き取り調査の集計結果について

【調査対象】(対象：知事部局、企業局、教育庁(本庁))

部長級(本庁 11 人)、部次長級(本庁 9 人)、

課長級(本庁 21 人、出先 4 人)、一般(衆院選山口 3 区在住(本庁 10 人、出先 11 人))

計 66 人(役職は第 49 回衆議院議員総選挙実施時点)

【実施時期】

令和 4 年 1 月 24 日、1 月 26 日、1 月 27 日

【実施方法】

高村弁護士との面談及びヒアリングシート(別添・記名式)の作成・提出

<高村弁護士からの主な質問内容>

- 今回の事案と同様の行為が、過去の選挙においても慣例化していたのか
- 地方公務員法に違反するかどうかの認識
- 再発防止の方策

面談等により判明した主な内容

1 リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼について (昨年 10 月の衆議院議員総選挙関係)

(1) 依頼の流れ

- 全体 66 人中 44 人が、リーフレットの配布依頼等の協力依頼を受けていた。
- 総じて、各部の部次長級の職員が各課副課長、主管課副課長が出先次長・所長に依頼を行っていた。
- 部次長級の職員が出先所長・次長に依頼したり、部次長級の職員から各課には流れさせず、一部の関係者に直接依頼が行われていたりするケースもあった。
- 前副知事から直接の依頼を受けた部次長級の職員等は、その後、全員が部下に何らかの形で依頼を行った。
- 依頼の際、強制するような発言は確認されず、また、強制されたと感じた職員も確認されなかった。

(2) 前副知事からの依頼について

<依頼先>

各部局の部次長級の職員等 計 12 人

<依頼時期>

令和 3 年 4 月下旬

<依頼場所等>

複数（5～6 人）の部次長級の職員等が同時に副知事室に呼ばれた。

<前副知事の発言内容等>

- 「部内に持ち帰って、協力してもらえる職員にお願いしてもらえないでしょうか」などと、任意であり、無理はしなくてもよいとの趣旨の発言があった。
- 強制や、ノルマを求める発言は確認されていない。
- 回収期限については、5 月中頃とするとの発言が行われた。
- パンフレット等が手渡され、枚数は多くて 600 枚、少なくて 10 枚程度

<依頼を受けた部次長級の職員等の対応>

- 副知事に対して反論や意見をした職員は確認されなかった。
- 過去にも同様に対応してきたため、今回も同様に行なったとの回答が目立った。

2 リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力以外の依頼について
(昨年 10 月の衆議院議員総選挙関係)

(1) 依頼内容

- 全体 66 人中 17 人が、決起集会への動員依頼を受けていた。
(17 人中 7 人が、第一区候補者の決起集会と回答)
- それ以外の依頼行為は確認できなかった。

(2) 前副知事からの依頼について

<依頼内容>

決起集会への動員依頼

<依頼先>

1 部局を除いた各部局の部次長級の職員等 計 11 人

<依頼時期等>

- 令和 3 年 10 月（選挙期間中）
- 副知事室もしくは公用電話

<前副知事の発言内容等>

部内の参加人数の目安が示されたとの回答があった。(2人)

<依頼を受けた部次長級の職員等の対応>

- 副知事に対して反論や意見をした者は確認できなかった。
- 過去にも同様に対応してきたため、今回も同様に行つたとの回答が目立った。
- 副課長等に依頼するに当たり、課ごとの割当人数を指示した職員がいた。

3 問1・2に関する職員以外からの依頼について(昨年10月の衆議院議員総選挙関係)

職員以外から依頼があったとの回答は確認されなかった。

4 部下への依頼について(昨年10月の衆議院議員総選挙関係)

■ 依頼の内容等

- 1にあるように、全体66人中44人がリーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼を受け、このうち26人が部下に対して同内容の依頼を行つた。
- 依頼内容は2つに大別でき、リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼と、決起集会への動員依頼であった。

5 過去の選挙における依頼の状況

■ 過去の依頼について

<過去における依頼の有無>

- 全体66人中53人が、過去にも同様の依頼があったと回答。
- 過去に同様の依頼はなかったもしくは、記憶にないと回答した職員は2人のみ。

<依頼内容>

依頼の内容を大別すると、リーフレットの配布依頼や後援会入会申込書の協力依頼と、各種動員依頼の2種類であった。

<依頼の開始時期>

先日匿名で実施したアンケート調査の結果同様に、平成 20 年代の中頃を回答する職員が多かったが、一方で昭和 60 年頃と回答した職員もあり、詳しい開始時期は判明していない。

<依頼のあった選挙>

国政選挙(衆・参)、知事選、県議選、市長及び市議選において、上記依頼行為が確認された。

<依頼者>

依頼者として確認されたのは、副知事、上司、職員であり、職員以外からの依頼は確認されなかった。

6 今回の事案に対する職員の受け止め(感想等)について

○公務員の地位利用に対する意見

- ・任意の協力であり、問題意識を持っていなかった。認識の甘さを痛感した。
- ・大半の職員が公職選挙法に抵触するとの認識がなく、長年にわたり慣習として行われていたことを重大な問題として捉える必要があると感じた。
- ・「強制ではない」、「興味があれば」等の枕詞があったので、グレーゾーンの話だろうと感じていた。

※ 公選法や地公法の認識が十分ではない者が多く見受けられた。(聞き取り時)

※ 公選法や地公法について認識していた職員については、強制ではなかったことや、直接投票につながる内容でもなかったことから、問題になる行為ではないと判断したというケースが多く見受けられた。(聞き取り時)

○今回の事案に対する所感

- ・県政に対する信頼を損なうことになり、大変申し訳なく思う。
- ・本事案を教訓とし、組織を挙げて県民の信頼回復に努めたい。
- ・知事自らが宣言したので、今後は同様の事案は発生しないと考える。
- ・選挙からかなり前の時期において動きがあったことは特異なことと感じている。
- ・多くの若手・中堅職員の誇りと働く意欲を失わせてしまったのではないかと懸念する。
- ・依頼した若い職員が事情聴取を受けることとなり本当に申し訳なかったと思う。
- ・議員関係者から依頼を受けた者が適正に対応していれば発生しなかった事案だと思う。
- ・副知事からの依頼であり、断れなかつたというのも事実。
- ・仕事と割り切って協力していたが、県民に誤解を招く行為だったと反省。

※ 過去から慣例的に行っていたため、地位を利用してはいる、何か悪いことをしているという認識を抱かなかつた職員が多い。(聞き取り時)

※ 上司の依頼を断りづらく、対応せざるをえないため、幹部クラスが依頼を毅然と断ってくれれば、このような事態は防げたという意見が多くあった。（聞き取り時）

○職員の処分に対する意見

- ・副知事だけが責任を問われる結果となったことは、大変気の毒に感じている。納得がいかない。
- ・警察、検察の対応は適切だと思っている。

○今後の対応に対する意見

- ・全ての県職員が肝に銘じて責任ある行動をしていく必要があると考えている。
- ・今後は、毅然とした態度で断りたい。
- ・二度と同様のことが起きないようにする必要があると考える。
- ・上層部の意識が変わらないことには、実質的な解決は難しいのではないか。
- ・公正な選挙が行われるよう期待したい。
- ・具体的にどのような行為が違法とされたのか正しく理解したい。

○議会、議員に対する意見

- ・今回の事件を教訓に、執行部と議会との健全な関係が構築されることを期待している。

7 今回の事案や再発防止に向けた取組について

○再発防止策に対する意見

- ・具体的にどのような行為が法に抵触し、どのような行為を公務員として慎むべきかを具体的に示し、研修等を通じて周知を図る必要がある。
- ・県庁への組織的な依頼は今後出来ないような仕組みづくりも必要と考える。
- ・公選法や地公法など、公務員として理解しておくべき事項の再徹底を要する。
繰り返し啓発することが必要。
- ・政治的な勧誘等を職務内外で行わない・行わせないことが大切だと思う。
- ・拒否できない状況などに遭遇した場合等に活用できる相談窓口の設置。
- ・風通しの良い組織風土を作っていくことが必要と思う。

○今後の対応に対する意見

- ・知事が約束された2つのことを職員1人1人が肝に銘じることが必要。
- ・誤解を生むような行為をしないことが重要と考えている。
- ・今回の事案の重大さを職員一人一人が受け止め、二度と行わないとの強い意志を持つ。
- ・依頼を受ける幹部の方が依頼を受けなければ、下まで降りることはないと。
- ・職場での選挙に関する協力依頼は、全面廃止とされればよいと思う。
- ・副知事などが自民党からの依頼を受けた時点で断るべきと考える。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（政治的行為の制限）

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の管轄区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること
- 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること
- 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること
- 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおってはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもって不利益な取扱を受けることはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護する目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない、

令 3 人 事 第 3 0 8 号
令和 3 年(2021年) 10 月 19 日

本 庁 各 課 (室) 長
各 出 先 機 関 の 長 様
労 働 委 員 会 事 務 局 長

総 務 部 長

衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について

令和 3 年 10 月 31 日に行われる予定の衆議院議員総選挙に当たっては、地方公務員法及び公職選挙法の諸規定を遵守し、全体の奉仕者として県民の信頼を損なうことのないよう、特に下記事項に留意の上、職員の服務規律の確保に特段の配慮をお願いします。

記

- 1 一般職の地方公務員については、地方公務員法第 36 条の規定により政治的行為が制限されているが、特に、選挙に際しては、特定の候補者又は特定の政党その他の政治的団体を支持し、又は反対する目的をもって同条第 2 項各号に掲げる政治的行為を行うことが禁止されていること。
- 2 すべての公務員は、公職選挙法第 136 条の 2 第 1 項の規定によりその地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されていること。
- 3 公務員が公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする公職選挙法第 136 条の 2 第 2 項各号に掲げる行為は、前記 2 の禁止行為に該当するものとみなされ、禁止されていること。

山口県職員等公益通報制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、県職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な県政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「県職員」とは、知事、副知事並びに知事部局、会計管理局及び労働委員会事務局に所属する職員をいう。

2 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 県職員

(2) 県が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における、当該事業等に従事する労働者

3 この要綱において「公益通報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 職員等が、県職員の職務遂行に係る行為が法令（条例、規則を含む。）に違反する行為又はそのおそれがあると思料する場合に、当該行為を次条第1項に掲げる通報窓口に対して通報すること。

(2) 職務に関して一定の公職にある者等から不当な働きかけ等を受けた場合に、不当な働きかけ等を受けた県職員又は当該働きかけ等を知り得た職員等が、当該内容を次条第1項に掲げる通報窓口に対して通報すること。

4 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 国會議員

(2) 地方公共団体の議会の議員

(3) 地方公共団体の長、副知事及び副市町長

(4) (1) から (3) までの者の元職、秘書、親族、代理人及び (1) から (3) までの者を支援する政治団体の役員等

(5) 業界団体等各種団体の役員等

(6) 山口県職員であった者

5 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、公正な職務の執行を損なう行為（不作為により公正な職務の執行を損なう場合も含む。）を県職員に要望等する行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業採択、請負その他契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）又は許認可等の処分（以下「処分等」という。）に関し、特定の者等のために有利又は不利な取扱いを求める行為

(2) 処分等に係る事務の公正を害する行為

(3) 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為

(4) その他法令等に違反する行為を求める行為

(5) 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由なく執拗に要求し続ける行為

6 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 公式又は公開の場で行われたもの
- (2) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- (3) 各機関の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等
- (4) 法令等により認められた権利の行使等

7 第5項の「公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為」には、当該職務を担当する職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等をすることを当該職員以外の職員に要望等する行為を含むものとする。

8 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。

(公益通報窓口)

第3条 公益通報を受理するための公益通報窓口として、次に掲げる者を置く。

- (1) 内部窓口
- (2) 外部窓口

2 内部窓口は、総務部人事課長とし、人事課長は、内部通報に関する事務処理を行うため、人事課行政管理班に調査担当者を置くものとする。

3 外部窓口は、公益通報について、公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる者のうちから知事が委嘱した者とする。

4 外部窓口は、職務を執行するに当たり、内部窓口に対して、必要に応じ、助言を行い、又は意見を述べることができる。

(公益通報窓口に係る事務に従事する職員の責務等)

第4条 内部窓口、外部窓口及びその他公益通報に係る事務に従事する職員（以下「公益通報窓口職員等」）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

2 公益通報窓口職員等は、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(通報の方法)

第5条 公益通報は、別紙様式により、封書又は電子メールにより、内部窓口又は外部窓口に対して行うものとする。

2 公益通報は、実名により行うものとする。

(公益通報者の責務)

第6条 公益通報をしようとする者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

2 公益通報をしようとする者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。

3 公益通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

(公益通報の受理)

第7条 通報を受けた窓口は、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 外部窓口は、受け付けた公益通報について、氏名その他の当該公益通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、内部窓口に報告するものとする。ただし、公益通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 内部窓口は、公益通報を直接又は外部窓口を通じて受けた場合において、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査の開始を調査担当者に指示するものとする。

- 2 公益通報に関して調査の対象となった機関に所属する職員は、当該調査に対し協力するとともに、当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない。
- 3 内部窓口は、公益通報が不当なものであると認めて調査を行わないときは、公益通報者に対してその理由を説明するものとする。この場合において、外部窓口が受け付けた公益通報については、外部窓口を介して説明するものとする。

(調査結果の通知等)

第9条 内部窓口は、調査結果について、知事に報告するものとする。

- 2 内部窓口は、調査結果について、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、公益通報者に通知するものとする。この場合において、外部窓口が受理した公益通報については、外部窓口を介して公益通報者に通知するものとする。
- 3 外部窓口は、前項後段に基づく調査結果の通知を受けたときは、必要に応じ、調査結果について助言を行い、又は意見を述べることができる。

(改善措置)

第10条 知事は、前条第1項に基づく調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、是正措置、再発防止策等の改善措置を講じるものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 知事は、前条に基づく改善措置を講じたときは、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、速やかに公益通報者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、外部窓口が受理した公益通報については、外部窓口を介して公益通報者に通知するものとする。

(改善措置等に対する外部窓口の助言及び意見)

第12条 外部窓口は、前条により通知された改善措置等について、必要に応じ、知事に助言を行い、又は意見を述べることができる。

- 2 知事は、前項の助言等を受けたときは、当該助言等を踏まえ、改善措置等の再検討を行うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第13条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

第14条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、内部窓口又は外部窓口にその旨を申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分については、この限りでない。

2 前項の規定に基づく申出に係る手続等については、第5条から第12条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

